

令和 5 年

# 富岡町議会会議録

第 5 回 臨時会

11 月 15 日 開会・閉会

富岡町議会

## 令和5年第5回富岡町議会臨時会会議録目次

第1日 11月15日（水曜日）

○議事日程 .....	1
○本日の会議に付した事件 .....	1
○出席議員 .....	1
○欠席議員 .....	1
○説明のため出席した者 .....	1
○事務局職員出席者 .....	2
開    会（午前 9時00分） .....	3
○開会の宣告 .....	3
○開議の宣告 .....	3
○議事日程の報告 .....	3
○会議録署名議員の指名 .....	3
○会期の決定 .....	3
○臨時会招集理由の説明 .....	3
○議案第43号 専決処分の報告及びその承認について .....	4
○議案第44号 工事請負契約の変更について .....	6
○閉会の宣告 .....	9
閉    会（午前 9時26分） .....	9

第 5 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

# 令和5年第5回富岡町議会臨時会

議事日程 第1号

令和5年11月15日(水) 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 臨時会招集理由の説明  
日程第4 議案第43号 専決処分の報告及びその承認について  
日程第5 議案第44号 工事請負契約の変更について
- 

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

○出席議員(10名)

1番	堀本典明君	2番	佐藤教宏君
3番	佐藤啓憲君	4番	渡辺正道君
5番	高野匠美君	6番	遠藤一善君
7番	安藤正純君	8番	宇佐神幸一君
9番	渡辺三男君	10番	高橋実君

○欠席議員(なし)

---

○説明のため出席した者

町長	山本育男君
副町長	高野剛君
副町長	竹原信也君
教育長	岩崎秀一君
会計管理者	植杉昭弘君
総務課長	志賀智秀君
企画課長	杉本良君
税務課長	斉藤一宏君

住 民 課 長	猪 狩	力 君
福 祉 課 長	飯 塚 裕	之 君
健康づくり課長	黒 澤 真	也 君
生活環境課長	遠 藤 博	生 君
産業振興課長	原 田 徳	仁 君
都市整備課長	大 森 研	一 君
教育総務課長	松 本 真	樹 君
生涯学習課長	坂 本 隆	広 君
郡山支所長	佐 藤 邦	春 君
いわき支所長	猪 狩 直	恵 君
総務課課長補佐 兼 秘書係長	大 和 田 豊	一 君
生涯学習課兼 生涯学習係長	三 瓶 秀	文 君

○事務局職員出席者

参 議 事 兼 会 務 局 長	小 林 元 一
議 会 事 務 局 主 任 兼 庶 務 係 長	杉 本 亜 季
議 会 事 務 局 主 庶 務 係 主 事	高 橋 優 斗

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(高橋 実君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第5回富岡町議会臨時会を開会いたします。

---

○開議の宣告

○議長(高橋 実君) 直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○議長(高橋 実君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

○会議録署名議員の指名

○議長(高橋 実君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

7番 安藤 正純 君

8番 宇佐神 幸一 君

の両名を指名いたします。

---

○会期の決定

○議長(高橋 実君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

○臨時会招集理由の説明

○議長(高橋 実君) 次に、日程第3、臨時会招集理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長(山本育男君)登壇〕

○町長(山本育男君) 皆さん、おはようございます。議員の皆様には、大変お忙しい中ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。令和5年第5回富岡町議会臨時会を開催するに当たり、招

集の理由を申し上げます。

本臨時会は、富岡町令和5年台風第13号による被災者に対する町税等の減免に関する条例の制定に係る専決処分の報告及びその承認についての1件並びに富岡町総合体育館耐震補強及びその他改修工事の変更に係る仮契約が調いましたので、工事請負契約の変更について1件の計2件について提出するものであります。

詳細につきましては、議案審議の際にご説明申し上げますが、町政執行上重要な案件でありますので、速やかなる議決を賜りますようお願いいたします。

---

○議案第43号 専決処分の報告及びその承認について

○議長（高橋 実君） 次に、日程第4、議案第43号 専決処分の報告及びその承認についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 議案第43号 専決処分の報告及びその承認についての提案理由を申し上げます。

本議案は、富岡町令和5年台風第13号による被災者に対する町税等の減免に関する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により本年10月16日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告及び承認を求めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（齊藤一宏君） おはようございます。それでは、議案第43号、富岡町令和5年台風第13号による被災者に対する町税等の減免に関する条例についてご説明いたします。

議案第43号別紙を御覧ください。本条例は、令和5年台風第13号の影響により大きな被害を受けた町民に対しまして、地方税法の規定及び国の通達等に基づき、災害を受けた日以降に納期が到来する町税等の減免措置を実施するものでございます。

なお、本条例につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年10月16日付にて専決処分をいたしましたので、同法同条第3項の規定によりこれをご報告申し上げ、ご承認をお願いするものであります。

それでは、第1条を御覧ください。第1条は、本条例の趣旨といたしまして、台風第13号により被災された方が納付すべき町民税、国民健康保険税及び介護保険料減免につきまして、現行の各条例の規定にかかわらず、この条例の定めにより行うものでございます。

第2条は、町民税の減免について規定しており、住宅または家財の損害が10分の3以上の損害を受けた方のうち、前年中の合計所得額が1,000万円以下の方について、災害を受けた日以降の納期に係る税額を減免する規定であり、減免の割合につきましては、前年中の合計所得金額及び被害を受けた住宅等の損害の程度により軽減または免除するものでございます。

第3条の国民健康保険税の減免及び第4条の介護保険料の減免は、いずれも居住する住宅の損害が全壊または床上浸水、半壊から大規模半壊となられた方について、災害を受けた日以降の納期に係る税額等を減免する規定であり、減免の割合は住宅の損害の程度により全部または2分の1とするものでございます。

第5条の減免の申請、第6条の減免の決定通知、第7条の減免の取消しにつきましては、手続等の事項を規定したものでございます。

第8条は、この条例の施行に関する規則への委任規定でございます。

本条例の説明は以上になります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。第3条なのですけれども、居住する住宅の損害程度、軽減または免除の割合ということで、全壊というのは全部、100%出すという、これは分かりますけれども、全壊の判断をどこでするのか。例えば水害の場合には、床上とか半壊、中規模、大規模であります。この辺の水害ではほとんど家を流されるということはないのかなと思うのです。例えばどの程度になれば全壊としてみなすのか、多分1メートル以上とか2メートル以上とか、そういう判断になるのかなと思うのですが、その辺教えてください。

○議長（高橋 実君） 税務課長。

○税務課長（齊藤一宏君） 損害の基準でございますが、令和3年に基準が改定になりまして、水害等においては、全壊につきましては床上浸水1メートル80以上という基準になっております。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第43号 専決処分の報告及びその承認についての件を採決いたします。



本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議案第44号 工事請負契約の変更について

○議長（高橋 実君） 次に、日程第5、議案第44号 工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 議案第44号 工事請負契約の変更についての提案理由を申し上げます。

本議案は、富岡町総合体育館耐震補強及びその他改修工事の変更に係る仮契約が調いましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 内容の説明を生涯学習課長より求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） おはようございます。それでは、議案第44号 工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。

今回提出しました本工事請負契約は、令和5年5月17日、令和5年第2回議会臨時会で議案第29号として工事契約の同意をいただき、進めておりました富岡町総合体育館耐震補強及びその他改修工事の変更契約であり、変更内容としましては契約金額の増額であります。

議案第44号別紙資料1を御覧ください。本工事請負契約の変更に係る工事請負変更契約書の写しです。本変更契約書第2条において、工事請負代金1,866万7,000円を増額するものであります。

次に、議案第44号別紙資料2を御覧ください。資料上段左側に契約概要を、右側に工事概要を記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。資料下には体育館平面図と、①から④として今回の主な変更理由を記載しております。平面図は、左側が体育館正面玄関、右側がステージとなります。

それでは、主な変更内容についてご説明をさせていただきます。まず初めに、①番として、体育館正面玄関前にスポーツセンター利用者が立ち入らないよう仮囲いを追加設置いたしました。

次に、②番として、平面図に赤線四角囲みの観客席天井部分の耐震補強のためのブレース設置工において、既存の天井下地やつり鉄骨が一部支障となることが判明したため、これら支障物の撤去、再設置及び新設工事が追加で必要となったものです。

また、平面図、赤い丸でお示しました③番のアリーナ天井部に設置されている空調ダクトの一部におきましても、ブレース設置工に支障となる場所が確認されたため、空調ダクトの切り回しが必要となったものです。

最後に、④番としまして、体育館東側に設置した控え壁のくい設置工事において、支持層が当初設計より浅いことが確認されたため、実績により変更するものです。以上が主な変更理由となります。

今後、耐震補強のための天井トラスへのブレース設置工事完了後は作業足場を撤去し、長寿命化対策として実施するアリーナ床の改修工事も計画されておりますので、今後とも定期的に打合せを行い、来年春の施設再オープンに向け、安全第一で工事を進めてまいります。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。今回のこの変更契約に関しては、前回の全協と今の説明である程度理解をしているところではありますが、変更契約に至った要因の一つとして、体育館竣工以来、軽微な改修などの図面変更が適切に行われていなかったというような趣旨の説明があったと思うのです。今後も予定されている公共事業や、話は大きくなりますが、道路とか橋梁などの図面確認等を今後どのようにされていくのか、また全協以来1週間近くたっているわけで、その中で庁内で何らかの調整はなされたのか、その辺をお聞きしたいのですが、よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 竹原副町長。

○副町長（竹原信也君） ご指摘ありがとうございます。全員協議会でもお話しさせていただきましたとおり、当初設計した図面に軽微な変更があった場合、別途、軽微な変更、発注した段階での図面を作成するとともに、CAD図等々であればデータをその請け負った業者にお渡しさせていただきました。そこに今回新たに軽微な変更をしたところを修正した形で残していく、そしてそれを原本として取っておくような形で今庁舎内調整しているところでございます。今後はそのような形で図面の管理を徹底していきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。ある程度副町長の答弁で理解しているところはあるのですが、今後CADでと言いましたか、バージョンアップはなされていくということなのでしょうが、過去に遡及してはなかなか難しいところがあるのでしょうか。その辺をもう一度お聞かせ願ひたいのですが。

○議長（高橋 実君） 竹原副町長。

○副町長（竹原信也君） ありがとうございます。今回この体育館につきましては、一部修正していたところ、修繕したところが残されていなかったというところがございましたので、なかなか担当課でも人が替わったりして分からないところがありますが、分かる範囲で過去のものについても整理すべきだと私も思っておりますので、そちらも進めていきたいと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。一言、これは答弁結構ですが、要望として。全協以来、私が非常に感じているところなのですが、よく言われる行政のPDCAサイクルというようなことを言われるわけですが、全ての事業に言えることだとは思いますが、PDCAの一番最後のアクションの部分が、今回の事例もそうだとは思いますが、足りなかったのかなというような感じがいたします。それで、復興創生期といいますか、現在当町の置かれている立場を考えると、やはり一時の停滞も許されない状況に置かれているわけですから、その辺をよく担当課はじめ庁内職員の皆様に気を引き締めて通常の業務等々に当たっていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。これは要望ですので、答弁は結構です。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 私理解できないのですけれども、軽微な工事のときに記載漏れがあって設計に間違いが出たという説明、前回全協の中でもそういう説明聞きました。今回もそんな説明ですけれども、これ見てのとおりアリーナの天井、空調関係とか、そういうのは多分全然いじっていないと思うのです。いじった経緯があるのかどうか。実際記載漏れでこういうふうになったというのは私本心は理解できないのです。なので、当初造ったときから見て本当に空調ダクトの吹き出し口を後で変更して付け替えたとか、そういう経緯があるのかどうか、ほかもそうだと思うのですけれども、そういう経緯は多分ないと思うのです。その辺あったのかないのかはっきり教えてください。でないと、私はこれ全く今度の工事に対しての設計の調査不足だと思っているのです。今までの図面もきちっと目を通さないで設計してしまったのかなと思っているのですが、その辺どっちなのですか。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長補佐。

○生涯学習課課長補佐兼生涯学習係長（三瓶秀文君） 今のご質問なのですが、竣工図のときにはボイラーを備えた体育館ということで、ボイラーの配管ですとかつり物のモーターとか、そういったものが観客席の天井に乗っかっている設計になっていました。その後、震災前になりますが、ボイラー室、外側にあったものを撤去して、配管だけが残されていたという経過がございます。東日本大震災のときの改修工事、平成28年に実施したのですが、そちらでそのときのまんま、配管残したまんま天井を張ったという経緯があります。その部分の経過が漏れていた経過となりますので、当初あると想定していたものがなかったり、実際取ってしまったものがあったりというようなものがございました。

たので、その辺我々でも設計業者と確認漏れの部分はあったという経過がございました。ご報告をさせていただきます。今後、竹原副町長が先ほど答弁されましたように、記載漏れがないように所管課としても対応してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 分かりました。今の説明だと、ボイラーの配管関係が実際残っていたということですから、工事にはそんなに支障ないのかなと。配管を切って取ってしまえば復旧は要らないわけですから。そうすると、今回のこの増額に関しては設計どうのこうの関係ないですね。今回の積算ミスだと私は思うのです。違いますか。

○議長（高橋 実君） 課長補佐。

○生涯学習課課長補佐兼生涯学習係長（三瓶秀文君） おっしゃるとおりで、配管のところにブレースを設置するところで支障が出てまいりましたということでご説明をさせていただいたとおりの内容になりますので、配管の切り回しがどうしても必要になってくるということです。何とぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第44号 工事請負契約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○閉会の宣告

○議長（高橋 実君） 以上をもって本臨時会の日程は終了いたしました。

これにて令和5年第5回富岡町議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 （午前 9時26分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和5年 月 日

議 長 高 橋 実

議 員 安 藤 正 純

議 員 宇 佐 神 幸 一